



現場も身体も安全第

令和7年度熱中症対策キャッチフレーズ

建災防岩手県支部北上分会様ご考案

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行



死亡災害の多発を踏まえ熱中症対策を強化

見つける
判断する
対処する

件名:本日はWBGT値が28°Cを超える見込みです

「音様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は○°Cです。
作業時には充分に気をつけて、水分補絡及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、フロー図に基づき対応いただき、
○○さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、 ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡 などにより、熱中症の症状がある人を積極的に把握し ましょう。 初期症状の放置、対応の遅れによって 重篤化や死亡に至らせないよう



- 報告体制の整備
- ▶ 初期対応手順の作成
- > これらの周知





STOP! 禁い中症 クールワーク キャンペーン

キャンペーン期間

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン



花巻労働基準監督署・管内労働災害防止連絡会議

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1

WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定 実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業 に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

| | 身体作業強度(代謝率レベル)の例 | 各身体作業強度で作業する 場合のWBGT値の目安の値 | |
|-----------------------|--|-------------------------------|------------------------------|
| 区分 | | 暑熱順化者の WBGT 基準値 ℃ | 暑熱非 順化者の WBGT 基準値 ℃ |
| 0 安静 | 安静、楽な座位 | 33 | 32 |
| 1 低代謝率 | ・軽い手作業(書く、タイピング等)・手及び腕の作業・腕及び脚の作業 など | 30 | 29 |
| 2 中程度 代謝率 | ・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業など | 28 | 26 |
| 3高代謝率 | ・強度の腕及び胴体の作業・ショベル作業、ハンマー作業・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など | 26 | 23 |
| 4 極高 代謝率 | ・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など | 25 | 20 |

それでも基準値を超えてしまうときには 第2熱中症予防対策 を行う。

笙つ

熱中症予防対策

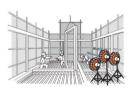
1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、 直射日光並びに周囲の壁面及び地面 からの照り返しを遮ることができる簡易 な屋根等を設けること。



高温多湿作業場所の近隣に<u>冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。</u>



3 健康管理

- (1)健康診断結果に基づく対応等
- (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の 未摂取等が熱中症の発症に影響を与える おそれがあることに留意の上、日常の健康 管理について指導を行うとともに、必要に 応じ健康相談を行うこと。

- (3)労働者の健康状態の確認
- (4)身体の状況の確認



(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、<u>暑熱順化</u> (熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく 影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、<u>水分及び塩分の作業前後の摂取</u>及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、 労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者 に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1)熱中症の症状
- (2)熱中症の予防方法
- (3)緊急時の救急処置
- (4)熱中症の事例

